

平成 2 8 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

### 1. 日 時

平成 28 年 3 月 25 日（金）9 時開会

### 2. 場 所

亀山市役所 3 階 第 5 会議室

### 3. 出席委員

1 番委員	太 田 淳 子
2 番委員	肥 田 岩 男
3 番委員	井 上 恭 司
4 番委員	伊 藤 ふじ子
5 番委員	大 萱 宗 靖

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育次長	佐久間 利 夫
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
学校教育室長（以下学校室長という。）	中 原 博
教育研究室長（以下研究室長という。）	伊 達 弘
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	亀 山 隆
図書館長	久 野 友 彦
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
まちなみ文化財室長（以下まち室長という。）	嶋 村 明 彦
教育総務室主幹（書記）	木 崎 保 光

## 6. 会議録署名者指名

5番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

## 7. 前回会議録の承認 (10月定例会、11月定例会、12月定例会、1月定例会)

承認

## 8. 教育長報告

- 教育長 教育長報告の主なものを「平成28年3月定例会教育長報告」に基づき報告。
- 2月20日、美し国駅伝の結団式ということで亀山の代表の方の壮行会に出席した。本番は翌日21日。
- 24日、ALTプロポーザル審査があった。来年度に向けての業者選定を行った。
- 26日、3月市議会開会。
- 28日、植樹祭が白川小学校で開催された。蚕を飼っているのでえさとなる桑の木を植えた。
- 3月1日、亀山高校と鈴鹿高校の卒業証書授与式に出席した。
- 2日、伝統的建造物群保存地区保存審議会に出席した。内容については、後で室長から説明する。
- 8日、中学校卒業式だが、関中学校についてはインフルエンザの流行により14日に延期することとなった。亀山中学校と中部中学校はそれぞれ委員長と委員長職務代理者に出席していただいた。14日の関中学校は全員出席し、感動的な式であった。
- 17日は幼稚園の卒業式、18日は小学校の卒業式があり、各委員にも出席していただいた。
- 20日、鈴鹿大学学位授与式に出席した。
- 本日は、午後市議会が閉会となる。
- 大萱委員 インフルエンザで関中学校の卒業式が延期になったとのことだが、だいたい何名いたのか。
- 教育長 前の週に1年生が学年閉鎖となっていた。翌週月曜日に2年生の欠席が多かったため、2年生は午前中で帰宅となった。その時

点で学年閉鎖の状態であった。夕方からは、3年生からインフルエンザに罹ったため欠席するとの連絡が続々と入った。このような状況も踏まえて判断をしている。

(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

## 9. 議事

委員長 議案第3号「学校給食に関する教育委員会の方針について(案)【継続審議】」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(学校室長詳細説明)

井上委員 内容でなく言葉使い等についてだが、2頁の前段で「報告書」を使っているが、その後で「意見書を受けて」を使っている。「報告書」なのか「意見書」なのか。第一次意見書と第二次意見書がいつ出されたのか分からない。

学校室長 日付の明記を避けた訳ではなく、2年間の最終的な報告となっています。日付を入れた方が良ければ、入れさせていただきます。

井上委員 給食検討委員会から28年1月に提出されたものについて、表題は意見書なのか、報告書なのか。

学校室長 一次と二次は意見書で、最後に一緒になったものは報告書と捉えています。

教育次長 意見書は検討委員会の意見だけであり、報告書は会議の資料や経緯を入れた内容になっています。

学校室長 日付については、もう少し分かりやすくさせていただきます。

(ほかに質問はなく、議案第3号は可決される。)

委員長 議案第7号「亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(総務室長詳細説明)

井上委員 第2条に関して「委員の改選ごとに」とあるが、これは1年ごとにと読むのか。

総務室長 基本的には4人の委員は4年任期なので毎年1人が、また教育長は3年で別の任期になりますが、教育委員会が新たな構成員に

なるごとに職務代理者を指名することになります。  
(ほかに質問はなく、議案第7号は可決される。)

委員長 議案第8号「亀山市教育委員会制度改革に伴う関係規則の整備  
に関する規則の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)  
(総務室長詳細説明)

大萱委員 教育委員会の承認が必要である場合、臨時教育委員会を開催し、  
教育委員会の承認を得ていることがあるが、今回の改正で委員会の  
役割は減るのか。

総務室長 議事が報告事項になるようなことはありますが、内容が減ること  
はないと思います。削除する事項についても報告事項として挙  
がってきます。工事関係についても報告させていただいています  
ので、実態としてはほとんど変わることはないと思います。

太田委員 会議録の署名の件だが、過去1年間署名をしたことはないが、  
今まで委員長と教育長の署名で良かったものが、今度から委員も  
署名が必要になるのか。

総務室長 署名に関しては、遅れていて申し訳ありません。現在は委員長、  
委員長の指名する委員、教育長の3人の署名が必要です。今後は  
教育長と委員2人なので同じ3人の署名が必要です。

太田委員 これまで委員長と教育長の署名で済んでいたのなら、今後、  
委員2人が署名しないと、教育長だけの署名で済んでしまうとい  
けないと思うので、必ず2名の委員の署名が必要なのではと思っ  
た。

井上委員 事務委任規則の第2条関係で、教育長に委任できないもの19  
項目を整理したとのことだが、(3)は地教行法のどこに当たる  
のか。

総務室長 地教行法第25条第2項第6号における「第27条及び第29  
条に規定する意見の申出に関する事。」が該当します。第3号  
については、第29条で地方公共団体の長は、歳入歳出予算と議  
会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合、教育委員会の意  
見を聞かなければならないとされています。

井上委員 (5)、(6)はどうなるのか。

総務室長 法第25条第2項第4号の「その他の人事に関する事」に該

当します。今回の規則に合わせた議案整理表を作成したいと思  
いますので、それをご確認いただきたいと思います。

井上委員　　これまで議決していた案件が第25条第2項第4号に含まれる  
のであれば予算の件や人事の件について、ぼやけていく、なくな  
っていくような気がした。

太田委員　　20頁の「委任事務の報告等」のところで、報告しなければなら  
ないとなっているが、報告期限は記載しなくていいのか。企業  
とかでは期限を設けている。

総務室長　　法律と同様の表現となっており、施行規則などでは規定する場  
合もありますが、速やかにすることが前提かと思います。

教育長　　報告の内容によって時間を要するものもあれば、緊急で報告す  
べきものもあるので事案によって報告の時期が異なり、ケースバ  
イケースになると思います。

井上委員　　会議規則のところで、改正後の第3条で配置に関しては触れて  
あるが、進行について記載がない。会議の進行はどうなるのか。  
議事進行は教育長が全て行うのか。

総務室長　　教育長が進行することになると思います。第7条で会議の順序  
等会議の運営要領は教育長が定めるとなっています。

教育長　　新教育長になっている市では、教育長が議長をしていると聞い  
ています。

井上委員　　新制度でも議決は出てくると思うが、多数決によることになる  
のか。委員の意見が賛否同数で別れた場合は教育長が決すること  
になるのか。

総務室長　　そうです。  
(休憩)

委員長　　議案第9号「亀山市教育委員会委員が教育長の職務を代理する  
場合の事務の委任に関する規程の制定について」を上程し、事務  
局の説明を求める。

教育次長　　(提案理由説明)  
(総務室長詳細説明)

井上委員　　例えば新教育長がインフルエンザに罹った場合、議会には誰が  
出席するのか。

総務室長　　職務代理は事故等で教育長が欠けた場合なので、そこまでは想

定されていないと思います。

教育長 現在もどうしても出られない場合は、欠席していることがあります。

井上委員 代理者が規定されていない部長などの職とは違い、職務代理者は教育長が病気になれば議会に出席することになるのではないのか。

教育次長 詳しくは確認したいと思います。

総務室長 法第13条で「教育長に事故あるとき又は欠けたとき」とあり、その解説では、事故は病気、旅行などで職務を行うことができないときとあります。短期的な場合は該当しないと思いますが確認したいと思います。規程の第1号から第6号までは事務局において教育次長に委任できないのではないかと想定したものです。

井上委員 亀山市議会では、委員長に答弁を求めることはほとんどないが、議会によっては委員長に答弁を求めることはある。

教育長 市によっては出席者が異なり、委員長が出ていない市もあります。

(ほかに質問はなく、議案第9号は可決される。)

委員長 議案第10号「亀山市教育委員会公印規則の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(総務室長詳細説明)

(質問はなく、議案第10号は可決される。)

委員長 議案第11号「亀山市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(総務室長詳細説明)

(質問はなく、議案第11号は可決される。)

委員長 議案第12号「亀山市スクールゾーンの設定に関する要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(学校室長詳細説明)

(質問はなく、議案第12号は可決される。)

委員長 議案第13号「亀山市幼児用マイクロバス及び小学校用スクールバスの使用に関する内規の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)  
(総務室長詳細説明)  
(質問はなく、議案第13号は可決される。)

委員長 議案第14号「亀山市立関幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)  
(総務室長詳細説明)  
(質問はなく、議案第14号は可決される。)

委員長 議案第15号「文化財の指定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)  
(まち室長詳細説明)

委員長 変更する場合はどうなるのか。

まち室長 今回、指定となりますと資料1の写真に撮影日と調査日を記入し、この写真を基本として、現状変更等が生じた場合は許可することになります。

委員長 谷口一族関連は、まだ出てくるようなことはあるのか。

まち室長 市史編さんの中で悉皆的な調査をしていますが、出てくる可能性はあります。  
(ほかに質問はなく、議案第15号は可決される。)

委員長 議案第16号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)  
(学校室長詳細説明)  
(質問はなく、議案第16号は可決される。)



委員長 報告第1号「専決処分した事件の承認について」（亀山市青少年問題協議会委員の委嘱について）を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 （提案理由説明）  
（生涯室長詳細説明）  
（質問はなく、報告第1号は承認される。）

## 10. 協議事項

委員長 協議事項1「平成28年度小中学校入学式及び幼稚園入園式告示（案）について」説明を求める。

総務室長 書記の朗読をもって説明に代えさせていただきます。  
（書記小学校告辞朗読）

太田委員 9行目の「明日からも」は「明日から」でなくて大丈夫か。  
研究室長 当日出席しているので、「も」としています。

井上委員 3行目が少し変な感じがする。5行目の「チャレンジ」について、今は1年生でも大丈夫なのか。

研究室長 3行目は、楽しみに入学を学校職員は待っていたとします。チャレンジについても平易な日本語にします。  
（書記中学校告辞朗読）

井上委員 「主体的」という言葉が使っているが、中学校1年生には難しくはないか。すっと入らないと思う。

研究室長 子ども向けの呼び掛けの言葉として「自分の考えを持って」というような形に替えさせていただきます。  
（書記幼稚園告辞朗読）

井上委員 生涯学習室長に質問するが、「亀山っ子」市民宣言の主な対象は誰なのか。

生涯室長 本来の考え方としては、こういった子どもたちに育ててほしいという願いを叶えるために大人がどうしていくかというものです。市民宣言は行動指針であり、大人向けのものです。  
（ほかに質問はなく、協議を終わる。）

## 11. 報告事項

委員長 報告事項1「亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について」説明を求める。

(総務室長説明)

井上委員 特別職と一般職がよくわからない。72頁の第6条に「教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。」となっている。特別職だが一般職と同じということなのか。

総務室長 新教育長は特別職として明確に位置づけられています。第6条は一般職として扱うということではなく、勤務条件について一般職のものを適用するという事です。新教育長は、職務専念義務が法で定められていますので、きちんと勤務条件を定めるものです。市長、副市長にはそのような考え方はありません。

井上委員 新教育長には年次有給休暇はどうなっているのか。

総務室長 一般職と同じです。

井上委員 条例、規則、規程、要綱、内規など用語が色々あるが、定義を示していただきたい。

総務室長 一度整理させていただきます。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項2「亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明を求める。

(総務室長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項3「亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について」説明を求める。

(総務室長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項4「亀山市保幼共通カリキュラム(案)について」説明を求める。

(研究室長説明)

井上委員 共通カリキュラムができたということで、それぞれの幼稚園、保育所、認定こども園で実践の交流も必要だと思う。幼稚園は研修の時間は取れると思うが、保育所は集団的に学習する時間は取りづらいと思う。厳しい現実の中でうまく活用していくことをお

願いたい。

研究室長 保育園長会、幼稚園長会での交流を通じ、それぞれの実践についての交流を進めていただいています。研究室所管の研修講座の中に、休業期間中を利用した実践交流を図れる場を年に3、4回つくっています。これをうまく活用したいと思います。

井上委員 保育所などは過密で、落ち着いて考える時間はなかなか取れないのではないかと思う。

教育長 3歳児前半期の保育のポイントを見ていただくと、例えば生活習慣のところにアンダーラインが引いてあります。これは保育所で必ずやりましょうという部分です。保育所の保育士にも研修していただきたいという思いがあり、教育研究室ではこれまでも土曜日に研修会を設定し、声をかけています。また、カリキュラムの作成にも保育所の園長にも入っていただいています。

これからも教育委員会と子ども総合センターとが連携しながら保育所職員への研修機会を提供していきたいと考えています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項5「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項6「教育委員会行事報告及び予定表について」説明を求める。

(総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、図書館長、まち室長、歴博館長から説明)

教育長 (ジュニアサミットについて説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

## 12. その他

学校室長 学校訪問による評価の結果について、配布させていただきます。教育民生委員会提出の異物混入の資料として保護者への通知を配布します。

委員長 4月の定例会は、4月28日(木)午前中とする。

1 3. 閉会

1 2時